



# 園長學 第一歩 (二)

—管理者としての園長—

文部事務官 王、越 三 朗

「新年度になると、今年こそはこの幼稚園を、理想的に経営しようと計画してみるが、その計画はなかなか実行できないで、平凡にすごしてしまいます。」という言葉をよく

園長さんから聞かされるが、考えてみると、園長の職務は非常に広範囲で、教育の全領域にわたっている。なるほど、そのしごとをすべて完全に処理しようとするのは、無理なことである。しかし、そのしごとをよくみると、そこにはおのずから本末があり、緩急があり、園長としてどうしてもやらなければならぬものと、やらなくてもよいが、やつたほうがよいというようなものがあるようである。

園長としては、幼稚園を経営してゆくうえに、この点をよく考え、しごとを重点的に処理してゆくように計画し、適切に処理することが必要ではないかと思われる。

それでは、園長としての重要なしごととは一体何であろう

か、これを一口にいうことはむずかしいが、そのことを見出すために、次のことについて考えてみよう。

## 1 園長の職務はなにか

2 その職務は園長としてどんな責任があるか

1の園長の職務を考えてみる場合には、まず法規上園長の職務として課せられているものは何かというところ。次にその幼稚園の教育的理想を実現するためには、法規で課せられているもののほか、どんな職務があるか。さらにその他、現に園長はどんなしごとをしているか、またやらなければならぬ現状にあるかというところについて考えてみる必要があるはしまいか。

(2はそれにつれて考えられることであるから後にゆずることとして) いま園長の職務を、大まかに分けて考えてみると、右の三項目も大体次の五つの内容に分けられるよう

である。

- 1 管理についてのしごと
- 2 指導と助言についてのしごと
- 3 事務処理のしごと
- 4 実際保育
- 5 その他のしごと

これをさらにまとめると、園長の職務は、管理と指導助言がその主なものであるといえるようである。本稿では、この主要な二つの園長の職務について、すなわち管理者としての園長と、指導者としての園長とについて園長としてはどんな責任があるかという点について、考えてみようと思う。

紙面の都合上、先ず管理者としての幼稚園長の職務とその責任とについて述べ、指導者としての園長の職務とその責任については、後の機会にゆずることとする。

なお、管理者としての園長の職務を考えるまえに、一応管理とはどういう意味か、管理を必要とする根拠はどこにあるか、管理の解釈はどうすべきかという点について考えておく必要があると思われるので、これらのことをまず述べることにする。

## 一、管理の意味

幼稚園は、幼児の教育指導をよりよくおこなうため、設置者をはじめとし、すべての関係者が、日夜研究努力して、施

設を改善したり、環境を整えたり、周到な教育計画を準備したり、設備を充実したり、教育組織や研修を考えたりして、幼児指導にあたつて最大限の能力が発揮できるように、つねにあらゆる考慮をはらつてゐる。

これら幼稚園の教育活動を考えてみると、大体幼児に対する実際指導とその指導をもつとも効果的にするための準備活動との二つになる。

管理とは、その後者で、幼稚園がその教育の目的や目標を達成するためにおこなう、幼児に対する直接の教育活動を除いた、いはばその教育活動を助長し促進するための、あらゆる教育活動を意味するのである。

したがつて、管理はそれ自体に目的があるのではなく、教育の目的や目標を達成するための手段のすべてである。

いいかえると、管理は、幼稚園をして、しんに幼児を教育するに適切な場所とさせ、幼稚園教育の目的や目標を達成させるためにする、一切の人や施設の運用の計画的、継続的な実際の統制活動であるといえる。

それゆゑ、管理は、小さくは一幼稚園における教育の実際指導に対するあらゆる準備活動ばかりでなく、地方公共団体や国家が、幼稚園のためにするあらゆる活動も含まれてくる。

ゆゑに、一般的に幼稚園管理という場合は、一幼稚園のそればかりでなく、国または地方公共団体の教育行政機関の組織や機能までも含むのが普通である。

## 二、管理を必要とする根據

幼稚園の管理が必要となつてくる理由は、次の二つの点から考えられる。

1 設置者の抱負を實態に實現するため、すなわち設置者の教育的理想を實現するためである。

幼稚園を設置し維持しようとする者はそれが個人であろうと団体であろうと、あるいは地方公共団体であろうと国家であろうと、そこには必ずその幼稚園を設置して、自からの教育的抱負をその幼稚園において實現しようと企図するからである。

そして、その設置者は、その抱負を一日も早く實現すべく、常にあらゆる努力を惜しまないであろう。このためには、設置者をはじめその幼稚園に關係する多くの人々やあらゆる物が有効に使われるであろう。しかも、それらが設置者を中心として、教育的理想の實現にむかつて、よく組織すけられ、整備され、活用されるであろう、こうして、はじめて理想的な教育も行われ、設置者としての教育的理想も實現されるのである。

このように、設置者を中心とする教育的抱負を實現するため、理想的な教育活動をするためには、あらゆる人をよく組織し、すべての施設設備を整備し、改善などして、最大限に活用できるように管理する必要が生じてくる。

## 2 法規の規定からである。

現在、日本ではその教育について、その殆んどの制度を國家自からが法規をもつて規定し、さらにこれにもとずいて地方公共団体が規則で規定している。

幼稚園を設置し、それを維持経営していく場合も、この法規にしたがわなければならない。したがつて、さきの設置者の教育的理想の實現ということも、この法規の規定の範囲内においてのみ認められるのであつて、無制限に認められるというわけのものではない。

このように、現在日本では設置者は、この教育法規の規定にしたがつて、設置し、維持経営してゆかなければならないから、職員その他の關係者や、あらゆる施設設備を活動させ活用する場合にも、それが、法規に規定する範囲内で、最大限の効果があがるように、管理しなければならぬ必要が生まれてくる。

幼稚園の管理を必要とする根拠は以上の二つから生まれてくるが、この二つの根拠を別な立場から考えてみると、第一の根拠を幼稚園管理の自由な立場から考えたものとするれば、第二の根拠は法規上の立場から考えたものといえる。また第一の根拠を主観的な立場からみた幼稚園管理であるとするれば、第二の根拠は客観的な立場からみたものであるといえる。さらに第一の根拠を理想的な方面からみたものとするれば、第二の根拠はその形式的な方面からみたものであるといえ

る。

この二つの根拠は、ある場合はそれぞれ一方が強調され、主となつて説明されることはあるが、幼稚園管理の実際においては、あくまでどちらにも偏せず、両方面の調和のとれた実際活動であることが、望ましいものである。

### 三、幼稚園管理の解釋

#### 廣義の解釋と狹義の解釋

幼稚園管理の解釋は、従来明確ではなかつた。この管理の意味を廣義に解釋すれば、

第一 現行の法規の下におこなわれている教育制度そのものである。

第二 教育制度に基づいておこなわれる、幼稚園の施設や運用である。

第三 幼稚園の實際運営である。

等といわれるが、一般的に幼稚園管理といえば、すなわち狹義に解釋すれば、第二の意味をとるのが普通である。

管理を以上のように解釋することは、單に形式的な方法であつて、實際の幼稚園管理は、前述のように、あくまで現在の教育制度にもとづく教育行政の實質的な機能で、一幼稚園の施設や運用の實際から、地方公共団体や國家の教育行政をも含めて、幼稚園における現実の教育活動を助長し促進するためのあらゆるはたらきであると考へなければならぬ。

しかし本稿では、管理者としての園長の責務を主として論じようとするものであるから、園長としての職務に重点をおいて他は省略することとした。

#### 幼稚園管理と幼稚園經營

さきの第三の解釋をとれば、幼稚園管理は經營と全く同一なものとなるが、「經營と管理」と二つの言葉を対立させる場合の解釋はどうかということに少しふれておくこととする。この場合の管理は、幼稚園運営の客觀的方面を主として考へ、法規の理解やこれによる運用を重要な要素として、理想的な面を二次的に考へた場合に使つてゐる。これに対して經營は、幼稚園運営の主觀的方面を主として考へ、客觀的方面すなわち法規の方面をやや二次的に考へた場合に使つてゐる。

しかし實際には、兩者を截然と分けることはなほ困難であり、また強いて分ける必要もないと思われる。一般にこの二つの言葉は複合的に「經營及び管理」を用いられるが、法規上も主として「管理」という言葉であらわしてはいるが、時には「經營」という言葉で管理をも含めて使つてゐるから、あまり明確に分けることはさけたほうがよいと思われる。

本稿では、「管理者としての園長」においては、管理面に重点をおき、「指導者としての園長」においては、經營面に重点をおいて説明してみたいと思ふ。

なお、幼稚園管理は、さきに述べたように、幼稚園における

あらゆる施設及び運用の統制活動を意味するが、その範囲をさらに狭く解して、単に幼稚園の設置及び維持のみを中心として考える場合がある。そしてその幼稚園の管理者を、幼稚園の設置維持に関する責任者としてのみみることもある。

この使い方は法令上はしばしば用いられるから、注意しておく必要がある。例えば公立幼稚園の管理者を、市町村長とするが如きがそれである。

#### 學校衛生との關係

教育の實際面を研究するに當つて、時にこれを教育行政、學校の経営及び管理、學校衛生と三つに分けて取扱うことがある。また教育職員免許法施行規則第八條の校長(園長)免許状を受ける場合の科目に見られるように「學校教育の指導及び管理(學校衛生を含む)」と特に學校衛生を管理のうちに含めながらも特記している場合がある。

このような場合の管理と學校衛生との關係はどうかといふと、學校衛生も管理には包まれるが、學校衛生が、他の管理の方法とは異つて、管理する上に特殊な基礎的知識を多分に必要とし、學校医や學校齒科医の特別な援助を必要とする点から、便宜上これを分離して取扱うようにしたのであつて、決して管理と無關係なものであるという意味ではなく、あくまで學校衛生も管理の一部分であることには違ひはない。

#### 四、幼稚園管理に必要な主要法規

管理が、現在の日本では法規によつて強制されている点から、よき管理をするためには、管理に必要な法規を承知しておかなければならぬ。

幼稚園管理に普通必要な法規は、幼稚園關係法令通達便覽(フレール館発行)にかかげられているが、この法規を規定したものに、法律があり、政令がある。

法律は、国会の議決を経て、天皇の公布によつて制定されるもので、幼稚園關係の法律としては、教育基本法・學校教育法・教育職員免許法・教育職員免許法施行法・私立學校法等である。

政令は、憲法第七十三條、第六號の規定にもとずいて、憲法や法律の規定を実施するために、内閣が制定するもので、幼稚園關係の政令としては、教育職員免許法施行令、學校施設の確保に関する政令等である。

省令は、各省大臣が主任の事務について法律または政令を執行するためあるいは法律や政令の特別の委任にもとずいて発するもので、幼稚園關係の省令としては、學校教育法施行規則・教育職員免許法施行規則・教育職員免許法施行法施行規則・私立學校法施行規則等である。

このほか、統制の目的ではなく、すなはち國家と一般國民

との関係を定めたものではないが、法規と同様に考えられるものに訓令・告示等がある。

なお地方公共団体にもおのそのそれらに相当する条例や、規則があるから、これについても当然承知しておく必要がある。

なお参考のため、幼稚園管理上承知しておかなければならない法令上の職務及び幼稚園としてかせられている職務並びに設置者または管理者としてかせられている職務（設置者または管理者としての管理の責任は大部分が園長が現に行つてゐるからここに同時にあげてみた）を次にあげてみよう。

根拠法令の名称は、簡略にするため左の略号を用いた。

学校教育法	学校法
学校教育法施行規則	学校法施行規
私立学校法	私学法
私立学校法施行規則	私学法施行規
社会教育法	社教法
学校身体検査規程	学身規程
学校清潔方法	学清潔法
学校医及幼稚園医令	学医及幼稚園
学校医職務規程	学医職規
学校歯科医及幼稚園歯科医令	学歯医及幼稚園
学校歯科医職務規程	学歯医職規
学校伝染病豫防規程	伝染豫規
学校施設の確保に関する政令	学施確保令

### 幼稚園管理表（抄）

1	幼児指導要録を編製しなければならないこと。	○〇しなければならないこと ○〇してはならないこと	学校法施行規三六
2	幼児が転園又は進学した場合その幼児の指導要録を転園先又は進学先の園長又は校長に送付すること。	〃	〃
3	転園した幼児の指導要録の抄本を作製すること。	〃	〃
4	幼児の出席簿を作りその出席状況を明らかにすること。	〃	三七
5	授業終始の時刻を定めること。	〃	学校法施行規四六
6	非常災害その他の急迫の事情のある時の臨時休業	〃	四八
7	右の場合の報告	〃	〃
8	学徒身体検査職員身体検査を園医及園歯科医に行わせること	〃	学身規程 四
9	園医及園歯科医ができないとき他の医師又は歯科医師に依頼して行わせること	〃	〃
10	学徒身体検査職員身体検査の一部を幼稚園職員其の他適当な者に補助させることができること	〃	四の二
11	定期身体検査を受けなかつた者の報告	〃	五
12	身体検査の結果に基づく健康教育健康相談疾病の豫防処置その他適当な衛生養護の指導及施設をすること	〃	七

- 13 〔学徒身体検査票・学徒歯牙検査票を作成しなればならないこと〕 〃 一二
- 14 〔転入園した者の身体検査票・歯牙検査票を従前の園から受けなければならぬこと〕 〃 〃
- 15 〔学徒身体検査票・歯牙検査票を五年以上保存しなければならぬこと〕 〃 〃
- 16 〔身体検査の結果を学校衛生統計調査規則によつて処理しなければならぬこと〕 〃 一三
- 17 〔職員身体検査後適切な措置を講じなければならぬこと〕 〃 一五
- 18 〔職員身体検査票を作成しなければならぬこと〕 〃 一七
- 19 〔他の学校から転任して来た者の職員身体検査票を従前の学校から受けなければならぬこと〕 〃 〃
- 20 〔職員身体検査票を五年以上保存しなければならぬこと〕 〃 〃
- 21 〔職員身体検査の結果を学校衛生統計調査規則によつて処理しなければならぬこと〕 〃 一八
- 22 〔臨時身体検査を行うことができる〕 〃 一九
- 23 〔臨時身体検査を行つたときの目的・検査人員・検査方法・検査成績等の報告をしなればならぬこと〕 〃 二〇
- 24 〔臨時必要ある場合衛生上必要な事項につき幼稚園医に調査を請求することができること〕 〃 学医職規一の二
- 25 〔伝染病に対して必要ある場合園医に診断させ適切な措置をなすこと〕 〃 伝染豫規 八

- 26 〔伝染病に罹り治癒した職員・幼児が登園した場合園医の意見をきき、必要と認めるときその豫防措置を講ずること〕 〃 〃
  - 27 〔園内園所在地及びその附近に伝染病が発生した場合必要と認めるとき閉鎖又は休業すること〕 〃 一〇
  - 28 〔右の場合の報告〕 〃 〃
  - 29 〔幼児の通園区域内あるいは職員等の居住地で伝染病が発生し必要と認めるときその地域の幼児及職員の登園を停止することができること〕 〃 一三
  - 30 〔伝染病流行地に滞在した幼児・職員に登園を停止することができること〕 〃 〃
  - 31 〔右二項の場合には監督庁に届け出なければならぬこと〕 〃 〃
  - 32 〔園の設備に対し伝染病豫防のための措置を講ずること〕 〃 一五
  - 33 〔幼稚園施設の社会教育に関する利用が一時的である場合の許可権〕 〃 社教法 四七
  - 34 〔幼稚園がその教育以外の目的に使用する場合の同意(国公立のみ)〕 〃 学施設保令 三
- 二、幼稚園が責任をもつしこと
- 〇〇しなければならないこと  
〇〇してはならないこと
- 1 〔所轄庁(都道府県知事)に求められた教育の調査統計其の他に關する必要な報告書の提出(私立のみ)〕 〃 私学法 六
  - 2 〔保育料を徴収することが出来る〕 〃 学校法 六
  - 3 〔必要な表簿を備えること〕 〃 学校法 一五

- 4 指導要録又はその抄本を十年以上保存すること
  - 5 指導要録を除く他の表簿を五年以上保存すること
  - 6 教育課程を保育要領の基準によつて定める
  - 7 教諭一人の保育する幼児数は四十人以下にする
  - 8 懲戒を行うこと
  - 9 幼児が身体状況によつて履修できないもとを課さないこと
  - 10 学年を四月一日に始め翌年三月三十一日に終らせること
  - 11 身体検査の結果をすみやかに本人及その保護者に通知し障害者は適切に処置し身体検査の結果を活用しなければならぬこと
  - 12 毎日園内外の清掃を行い清潔保持につとめること
  - 13 定期清掃を毎学期一回行うこと
  - 14 水びたしその他の災害伝染病の発生した場合に臨時清掃を行うこと
  - 15 設備・授業其の他の事項について法令の規定又は監督庁の定める規定に違反したときは監督庁に変更を命ぜられる(国公立のみ)
- 〇しなければならないこと  
○できること  
○してはならないこと

三、設置者管理者が責任をもつ仕事

〇しなければならないこと  
○できること  
○してはならないこと

- 1 幼稚園の設置の認可を申請すること (公私のみ)
- 2 設置者の変更の認可を申請すること (公私のみ)
- 3 分園を設ける認可を申請すること
- 4 幼稚園の廃止の認可を申請すること (公私のみ)
- 5 園地の増減・園舎・運動場等の増改築の認可を申請すること(当分の間認可を必要とする) 本来は届出
- 6 幼稚園の目的名称・位置の変更 (公立は認可を申請する、私立は届出)
- 7 幼稚園の園則・経費及維持方法の変更を届出ること
- 8 園長を定め届出ること (私立のみ)
- 9 幼稚園に園長及相当数の教員をおくこと
- 10 設置する幼稚園を管理すること
- 11 設置する幼稚園の経費を負担すること
- 12 保育料其の他の費用を定めること
- 13 幼児並に職員健康増進を図るため身体検査を行い、適当な衛生養護の施設を設けること



- 14 幼稚園が閉止又は閉鎖された場合の指導は監督庁に引継ぐ (学校法法規一五)
- 15 園則において休業日を定めること (私立のみ) (学校法法規四七、七)
- 16 幼稚園医をおくこと (学医及幼医令三、七附)
- 17 幼稚園歯科医をおくことができること (学歯医及幼歯医令三、七)
- 18 臨時必要がある場合、幼稚園医に調査を請求すること (学医職規一の一)
- 19 教育上支障のない限り社会教育に関する施設を附置し、又は幼稚園の施設を社会教育其他公共のため利用させること (学校法八五)
- 20 社会教育のための施設利用の許可をすること (社教法四)
- 21 園又は地方公共団体が社会教育のために施設の施設を利用するときの協議に應ずること (社教法四)
- 22 幼稚園施設の利用が一時的のときの利用に必要な事項の決定 (社教法四六)
- 23 法令や命令に違反し又は六ヶ月以上授業を行わないと閉鎖を命ぜられる (学校法二三)
- 24 閉鎖命令に違反したとき六ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処せられる (学校法八九)
- 25 各相当の免許状を有しない者を雇用した場合一万円以下の罰金に処せられる (学校法八九)
- 26 幼稚園が其の教育以外の目的に使用される場合の同意 (学施確保令)

27 教育上支障があると認めるとき施設の全部又は一部の返還を命ずること (国公立のみ) (学施確保令)

28 必要な場合、施設及幼稚園施設にある他の建物工作物その他の物件に対してその占有者その他の関係者に対して報告を命ずること (国公立のみ)

七の三	略	略
七の四	旧国民学校令により国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当学校の教員「文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。」として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	幼稚園及び小学校の教員の二級普通免許状

同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで、」を「昭和三十六年三月三十一日まで、」に改め、同項を附則第三項とする。

附則  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。